Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ

DECEMBER 29TH 2010　三菱東京UFJ銀行 国際業務部 海外業務支援室

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス：中国人民銀行が利上げを発表

中国人民銀行（中央銀行）は 25 日、人民元預金並びに貸出基準金利の引上げを発表。

1．人民元預金並びに貸出基準金利引上げ （2010 年 12 月 26 日より実施）

（単位；%）

			変更前	変更後	変更幅
1. 預金金利					
	(1) 流動性預金		0.36	0.36	0.00
	(2) 定期預金				
		3ヶ月	1.91	2.25	+0.34
		6ヶ月	2.20	2.50	+0.30
		1年	2.50	2.75	+0.25
		2年	3.25	3.55	+0.30
		3年	3.85	4.15	+0.30
		5年	4.20	4.55	+0.35
2. 貸出金利					
		6ヶ月以内	5.10	5.35	+0.25
		6ヶ月超1年以内	5.56	5.81	+0.25
		1年超3年以内	5.60	5.85	+0.25
		3年超5年以内	5.96	6.22	+0.26
		5年超	6.14	6.40	+0.26

2．利上げの背景について

今回の利上げは、2年10ヶ月振りの利上げとなった前回10月以来、約2ヶ月振りの追加利上げとなる。

食品価格の上昇を主因に、直近11月の消費者物価指数（CPI）は前年同月比+5．1%と2年4ヶ月振りの高い伸びとなった他、生産関連指標の製造業購買担当者指数（PMI）も4ヶ月連続で加速、また主要70都市の不動産販売価格は3ヶ月連続で前月比上昇と、年初来順調に低下してきたマネーサプライ（M2）伸び率が今年の政府目標である17%を目前に19%台で足踏みしていることが示すように、中国にとって国内の過剰流動性に起因する物価上昇圧力の早期抑制は喫緊の課題となっている。また11月初めに米国が追加量的緩和策（QE2）を決定したことが、低金利政策を続ける先進国からの余剰資金が株式や商品といったリスク資産へ流入すると共に、相対的に高金利且つ金融引締めに転じた中国への資金流入に拍車をかけていると推測されてきた。

このような状況下、2011年度の金融政策を決定する先の中央経済工作会議で、中国共産党・政府は金融危機の非常事態対応として実施してきた「適度に緩和的な」金融政策を「穏健な」政策へシフトすることを決定、金融緩和局面の終了を明言した。実際、前回10月の利上げ以降も、過剰流動性吸収を目的に11月から12月にかけて3度に亘る預金準備率引上げを相次いで実施してきた他、食品・不動産等の価格上昇抑制策も打ち出す等、足許の物価上昇及び将来的なインフレ期待抑制に躍起になっている。今回の利上げ前日の24日、中国人民銀行はウェブサイト上において胡副総裁の談話の形で声明を発表、国内の過剰流動性がインフレ期待の

高まりの温床となっていることを指摘すると共に、「穏健な」金融政策へのシフトは、インフレ期待管理や資産価格バブル抑制に役立つと表明しており、相次ぐ預金準備率引上げや今回の利上げを含む一連の金融引締め策は、足許の喫緊の課題対策であると同時に来年度へ向けた政府の大方針に添った動きであるといえよう。

一方で急速な利上げは、高金利を求める海外からの投機マネー流入を加速させる懸念も孕む。これは即ち元高圧力の増大を意味するが、急速な元高進行は更なる元高期待からの投機マネー流入を煽ることにも繋がりかねない。元高進行を抑制する為の為替介入は、国内の過剰流動性供給を通じインフレ懸念を増加させることから、従来型の人民元為替管理を継続していたのでは、正に「種蒔きしながら刈り取り、また種を蒔く」という非効率な矛盾した行為を併走させることになる。その意味では、刈り取り（＝国内インフレ懸念抑制の為の金融引締め）を優先させて種蒔き（＝元高抑制の為の為替介入）を手控えるのか否か、人民元為替政策に対する注目度が一層高まることになろう。

以上

三菱東京 UFJ 銀行（中国） 市場業務部

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようにお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したものですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

EXPERT VIEW ：【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は 2010 年 12 月中旬から下旬にかけて公布された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

［行政法規］	
○「中華人民共和国労災保険条例」（国務院令第 586 号、2010 年 12 月 20 日公布、2011 年 1 月 1 日施行）	2004 年 1 月 1 日施行の同条例の改正。主な改正点は、①労災保険基金の地区統一範囲について、「直轄市と区を設置する市では市レベル」から「徐々に省レベル」としたこと、②労災の対象となる通勤途中の事故について、「自動車事故による傷害」から「本人に主な責任のない交通事故または都市軌道交通、フェリー、列車事故による傷害」としたこと、③労災認定の期間について、「事実が明瞭、権利義務が明確な場合は 15 日以内」としたこと、④労災保険基金から支給する一次傷害補助金の基準について、本人の賃金に掛ける月数を引き上げたこと、⑤傷害が比較的軽く、本人の希望で労働関係を解除・終了する場合の一次医療補助金と一次傷害者就業補助金について、「雇用主が両方を支給する」から「労災保険基金が一次労働医療補助金を支給し、雇用主が一次障害者就業補助金を支給する」としたこと、⑥一次労災死亡補助金の支給基準について、「統一地区の前年度労働者月平均賃金の 48ヵ月から 60ヵ月」から「前年度の全国都市・農村住民の可処分収入の 20 倍」としたこと、⑦罰則を厳しくしたこと、など。
○「国務院の『中華人民共和国発票管理弁法』の改正に関する決定」（国務院令第 587 号、2010 年 12 月 20 日公布、2011 年 2 月 1 日施行）	1993 年施行の同弁法の改正。主な改正点は、罰則の強化で、①規定の期限、順序、記載項目などに従って発票（領収書）を発行しない場合、是正命令と場合により 1 万元以下の罰金、②空白の発票を規定の使用区域または国境を越えて携帯、郵送、輸送した場合、是正命令と場合により 1 万元以下の罰金、③虚偽の発票を発行した場合、違法所得没収、記載額 1 万元以下は 5 万元以下の罰金、同じく 1 万元超は 5 万元超 50 万元以下の罰金、④2 回以上発票管理規定に違反した場合または情状が重大な場合は税務機関が社会に公告する、など。
［規則］	
○「著作権質権登記弁法」（国家版権局令第 8 号、2010 年 11 月 25 日公布、2011 年 1 月 1 日施行）	「物権法」制定（2008 年 10 月 1 日施行）、「著作権法」改正（2010 年 4 月 1 日改正法施行）に伴い、新たに制定されたもの。著作権質権登記の手続き・条件が規定されている。
○「商品建物賃貸借管理弁法」（住宅・都市農村建設部令第 6 号、2010 年 12 月 1 日公布、2011 年 1 月 1 日施行）	建物の賃貸借に関する規則。①賃貸建物の要件、②賃貸借契約の記載事項（建設・不動産管理部門と工商行政管理部門がモデル契約書を制定）、③賃貸借契約の登記義務とその手続き（契約締結後 30 日以内に建物所在地の建設・不動産主管部門に登記）、④罰則などが規定されている。

○「国家税務総局の持分譲渡所得の個人所得税税額計算根拠査定問題に関する公告」(2010年第27号、2010年12月14日公布、2011年1月14日施行)	個人が投資した企業の株式・持分を譲渡した場合の所得査定に関する公告。税額計算根拠が明らかに低く、かつ正当な理由がない場合、税務機関が査定するもの。その方法は、①1株当たり純資産または所有する株式・持分比率に対応する純資産の価値を参照して譲渡収入を査定する、②同一・類似の条件下での譲渡価格を参照して査定する、③同一・類似の条件下での同業種の企業の譲渡価格を参照して査定する、など。
○「国土資源部の不動産用地コントロール政策の厳格実施と土地市場の健全発展促進の関係問題に関する通知」(国土資発[2010]204号、2010年12月19日発布・実施)	不動産価格抑制策の一環として、地方の国土資源部門に対して不動産用地の管理強化を求めたもの。①低所得者向け住宅建設用地の供給が住宅用地全体の70%に未達の市・県は、2010年中の大型高級住宅用地の払い下げを禁止する、②省級国土資源部門が市・県国土資源部門の払い下げ入札公告に、規定の面積を超える、払い下げ対象者を特定、立ち退きが未完了、容積率が1未満などの違法な内容を発見した場合、入札をやり直す、③市・県国土資源部門が落札企業またはその支配的株主に違法行為があることを発見した場合、落札資格審査で不合格とする、など。
○「国家発展改革委員会の精製油価格の引き上げに関する通知」(発改電[2010]414号、2010年12月21日発布、同年12月22日実施)	ガソリン、ディーゼル油の価格引き上げの通知。小売の最高価格はガソリンがトン当たり310元、ディーゼル油が同じく300元のアップ、卸売価格は小売価格から最高300元を控除した水準となる。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
国際事業本部　海外アドバイザリー事業部
池上隆介

【先週号EXPERT VIEWの訂正と補足】

2010年12月22日発行の「BTMU CHINA WEEKLY」の投稿原稿「台湾企業との間の売買契約の準拠法合意及び仲裁合意」中の記載について、以下のとおり訂正及び補足いたします。

(1)「2(2)台湾法の観点」の記載中、「渉外民事法律適用法」第20条を引用していますが、同条は、2010年5月26日から1年を経て施行される法規の条項の引用であり、現行法として「渉外民事法律適用法」第6条第1項を引用するのが適切でした。内容論旨自体に影響はありませんが、条項の引用について上記のとおり補足させていただきます。

(2)「2(2)台湾法の観点」の記載中、「台湾地区と大陸地区の人民関係条例」第48条を引用しています。同条第1項は、適用法規を当事者が合意することができる旨を規定していますが、そもそも同法が中華民国に属する台湾地区と大陸地区の異なる法領域における関係を定める法規であることから考えると、上記の規定をもって、第三国の適用法指定合意の有効性を同条に読み込むことが適当なのかに疑問も生じます。同条の引用については、一定の疑義がありえることを補足いたします。

(3)「4(2)台湾法の観点」の記載中、「仲裁法」第48条第2項の引用は、「仲裁法」第47条第2項の誤記載であり、これを訂正させていただきます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士　赤澤　義文／外国法研究員　封震

※修正後の「BTMU CHINA WEEKLY(DECEMBER 22ND 2010)」につきましては、こちらのリンクをご覧下さい。
http://www.bk.mufg.jp/report/chi200404/410122201.pdf

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆国土資源部 地価の高騰を抑制:国土資源部は 19 日、不動産開発用地の管理を厳格化する通知を発表した。一部の都市で土地使用権の競売の落札価格が高騰し、不動産市場の健全な運営に支障をきたすとの懸念の高まりから、同部は各地方の土地管理部門に対し、国家の不動産過熱抑制策を徹底的に執行し、不動産開発用地の供給総量をコントロールし、地価の高騰を抑制し、土地の買い溜め、転売、遊休等の違法行為を厳格に取り締まるよう求めた。具体的には、低所得者向け住宅、中小型普通住宅向け土地の供給量が全体の 7 割に達していない地域では、年末まで大型高級住宅向け土地の競売を行ってはならないこと、土地の落札価格が過去の最高値を更新した場合、取引成立日より 2 日以内に国土資源部に報告すること、また、低所得者向け住宅用地を別の使途に流用した場合、ディベロッパーから土地使用権を回収し、土地開発後の違法収入を没収すること等が盛り込まれている。

◆北京市 2011 年の新車登録台数を 24 万台に制限:北京市人民政府は 23 日、市内の交通渋滞緩和に関する総合的措置として、「北京市乗用車台数調整暫定規定」、「首都交通の科学的発展推進と交通渋滞緩和強化に関する意見」など、合計 6 件の関連規定を一斉に発表した。現在、北京の自動車は毎日 2,000 台ペースで増加しているが、2011 年は乗用車の新車登録(ナンバープレート交付)に抽選方式を導入し、台数を年間 24 万台に制限するとしている。今月 24 日購入分から来年 1 月 26 日の抽選対象となり、以降毎月 26 日の公開抽選を経て、個人用 88%、タクシー等営業用 2%、法人用 10%の割合で月約 2 万台の新車登録が行われる。ナンバープレートの交付自体は従来通り無償。新車登録制限に加え、天候不良時や重要イベント開催時の通行車両のナンバー規制、北京ナンバー以外の車両のラッシュ時通行規制なども実施する。北京市は同時に、交通インフラや公共交通機関の整備、駐車料金基準の調整等も行うとし、①渋滞緩和、②公共交通利用の増加、③排ガス量削減、④交通事故の減少を今回の目標として掲げた。

【貿易・投資】

◆全国商務工作会議 2011 年の商務発展重点項目を発表:商務部は 22 日、全国商務工作会議で、2011 年の商務発展重点項目を発表した。具体的には、①消費の積極的な拡大、②商品市場の安定確保、③対外貿易の構造改善、④外資利用の質的向上、⑤「走出去」(海外進出促進)戦略の加速化、⑥二国間・多国間・両岸四地(大陸・台湾・香港・マカオ)の経済貿易協力の推進、⑦貿易摩擦への適切な対応、⑧商務部門の組織強化、の8つを挙げた。更に、③では、クロスボーダー人民元決済の促進、中小企業を中心とする輸出企業に対する輸出融資の支援、穀物・綿等の輸入ルートの拡大等が盛り込まれている。④では、外資の産業構造の最適化、外資導入管理の改善、国際サービス・アウトソーシングの誘致、辺境経済合作区の支援等が謳われている。また、⑥では、大陸と香港・マカオの経済融合を推進し、香港の国際金融・貿易・運輸センターの地位を保持するとしている。

◆1-11 月中台貿易額 4 割増:商務部の 24 日の発表によると、今年1-11 月の中国大陸と台湾との貿易額は 1,317.6 億米ドルに達し、前年同期比+39.7%と大きく伸びた。うち、中国大陸から台湾への輸出額は前年同期比+37.9%の 1,051.0 億米ドル、中国大陸の台湾からの輸入額は同+47.1%の 266.6 億米ドルとなっている。増加の要因について、中国大陸企業による台湾への調達視察団の多数派遣、アモイと台湾本島との海上貨物輸送の直行便の実現、内需拡大策による中国市場の拡大等が挙げられている。

人 民 元 の 動 き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD		EUR		金利	上海A株	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	(1wk)	指数	前日比
2010.12.20	6.6610	6.6586～6.6826	6.6745	0.0190	7.9538	0.0262	0.8590	0.0029	8.7907	−0.0688	3.5300	2987.42	−42.87
2010.12.21	6.6640	6.6573～6.6656	6.6589	−0.0156	7.9543	0.0005	0.8566	−0.0024	8.7466	−0.0441	4.2200	3041.13	53.71
2010.12.22	6.6532	6.6443～6.6570	6.6461	−0.0128	7.9401	−0.0142	0.8548	−0.0019	8.7335	−0.0131	4.8000	3013.59	−27.54
2010.12.23	6.6430	6.6410～6.6490	6.6431	−0.0030	8.0142	0.0741	0.8543	−0.0005	8.7074	−0.0261	5.7000	2989.85	−23.74
2010.12.24	6.6361	6.6255～6.6380	6.6270	−0.0161	7.9886	−0.0256	0.8517	−0.0026	8.7020	−0.0054	5.4000	2968.88	−20.97

RMB レビュー&アウトルック

先週の人民元相場は 6.6610 で寄り付いた。韓国軍が延坪島と周辺海域で射撃訓練を実施したことを受け、地政学リスクの高まりから週初に週間安値となる 6.6826 まで下落した。しかし、その後は堅調な値動きとなり、週末には週間高値となる 6.6255 まで上昇し、結局高値圏の 6.6270 で越週した。先週末 25 日に中国人民銀行は、インフレ抑制に向けた一段の措置として、10 月以来今年 2 回目となる預金と貸出の両基準金利の 0.25%の引き上げを発表した。利上げ前日の 24 日に中国人民銀行の胡暁煉副総裁が、国内の過剰流動性がインフレ期待の高まりの温床となっていることを指摘すると共に、インフレを抑えるために金利や預金準備率、公開市場操作を含む政策ツールを組み合わせていくとの考えを示しており、今回の利上げを含む預金準備率引き上げなどの一連の金融引き締めは、来年度へ向けた政府の大方針に添った動きであるといえるだろう。今後、投機資金の流入加速により、人民元高圧力が強まる可能性もあるが、前回引き上げ後の人民元相場はむしろ上昇が鈍化したこともあり、今回も効果、影響を見極めるまで人民元の上昇は緩やかなものとなるだろう。(12 月 27 日作成)

(市場営業部 為替営業推進ｸﾞﾙｰﾌﾟ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ営業ﾗｲﾝ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。